

◆落札後の手続きについて◆

1. 落札物件の「市有財産貸付申請書」を下記担当へ令和8年3月3日(火)午後5時まで持参・郵送(必着)・電子メールのいずれかの方法により提出してください。
2. 「市有財産貸付申請書」を収受後、契約書(2部)を郵送します。
3. 契約年月日は令和8年3月13日(金)とします。
4. 契約書(2部)に記名押印後、契約書(1部)を下記担当まで持参または郵送してください。
5. 自動販売機の入れ替えにつきましては、設置箇所の施設管理者(市担当者)及び現設置業者と調整のうえ、適切な入れ替え作業を実施してください。
6. 賃貸借契約の締結までは財産経営課で行います。
7. 自動販売機設置後の手続き(貸付料の請求等)は、各設置箇所の施設管理者(市担当者)で行います。

【お問合せ先】

担 当：横手市財務部財産経営課 平良
郵便番号：013-8601
住 所：秋田県横手市中央町8番2号
電 話：0182-35-2168
F A X：0182-32-4655
E-mail：kanzai@city.yokote.lg.jp